

令和7年5月28日

関係者各位

さくら市総合政策部財政課

少額随意契約の基準額を引き上げについて

平素より、本市の行政運営につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方自治法施行令が改正されたことに伴い、令和7年6月1日から少額随契の基準額を下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

記

1. 随意契約によることができる基準額（予定価格）

契約の種類	現行	改正後
工事又は製造の請負	130万円	200万円
財産の買入れ	80万円	150万円
物件の借入	40万円	80万円
財産の売払い	30万円	50万円
物件の貸付	30万円	30万円
その他	50万円	100万円

2. 適用時期等

6月1日以降に実施する入札・見積もり合わせから適用

さくら市財政課財産管理係
TEL：028-681-1122